

# 米国における決済仲介業者と違法活動:概要と最近の動向

カリフォルニア大学アーバイン校ロースクール

ジャック・I・ラーナー (Jack I. Lerner)

本稿は、NPO法人うぐいすリボン (<https://www.jfsribbon.org/>) が2024年12月3日に参議院議員会館で開催した院内集会「クレジットカード会社等による表現規制「金融検閲」問題を考える」におけるジャック・ラーナー教授の講演の記録である。外資系の寡占的クレジットカード会社の意向によって、日本では、電子書籍ストアから特定の題材を扱ったマンガ・アニメ・ゲーム等のフィクションの作品が撤去されたり、同人書店でクレジットカードが使えなくなる事態が続いており、「金融検閲」(Financial Censorship)と呼ばれるこうした問題をどう考えるべきかにつき、アメリカの状況が解説されている。

なお、翻訳は曾我部真裕 (JILIS編集委員会委員長/京都大学教授) の監訳のもと、加藤誠治 (京都大学法学部) が行った。

(JILIS編集委員会)

私はジャック・ラーナーと申します。米国カリフォルニア大学アーバイン校ロースクールの教授であり、現在はここ東京の早稲田大学法科大学院で客員研究員を務めています。本日、この場で講演できることを大変光栄に思います。

本日は、近年、米国において決済処理業者が成人向けコンテンツを提供するプラットフォームとどのように関わってきたかについてお話しします。私は弁護士資格を持っているため、主に法的観点から業界の動向や関連するデータについてお話しします。

インターネット上の成人向けコンテンツサイトと

決済処理業者の関係には長い歴史があります。特に重要なのは、民間企業が、成人向けコンテンツとどのように関わるか、あるいは関わるべきかについての判断を下す点です。米国ではポルノを含む露骨なコンテンツは違法ではありませんが、成人向けコンテンツのプラットフォームが非同意ポルノや児童性的虐待コンテンツ (CSAM) を含む違法なコンテンツを掲載していることに対する重大な懸念があります。

本日は、この問題に関する最近の重要な動向を二つご紹介します。

第1に、2021年、Mastercardは成人向けコンテンツに関する新しいガイドラインを発表し、従来よりも厳格な規制を導入しました。そしてVisaもその直後に類似のガイドラインを制定しました。第2に、参議院議員の山田太郎氏が先ほど言及されたように、児童ポルノの被害者が、Pornhubの親会社とVisaに対して初期段階で重要な勝利を収めました。

## **Fleites v. Mindgeek S.A.R.L., 617 F.Supp.3d 1146** (C.D. Cal. 2022) <sup>1)</sup>

2022年7月、ロサンゼルス連邦地裁は、13歳のときに自身の動画をアップロードされた若い女性による訴えを棄却しませんでした。彼女はPornhubの親会社だけでなく、Visaなどの決済仲介業者に対しても提訴しました。彼女の主張は複数の訴因に基づいていましたが、この訴訟における主要な法律は「人身取引被害者保護再授權法 (Trafficking Victims Protection Reauthorization Act) <sup>2)</sup>。」でした。この決定は訴訟の

1) 判決理由はこちらを参照: <https://brownrudnick.com/wp-content/uploads/2022/08/MG-Dkt-No.-166-Order-Granting-in-Part-and-Denying-in-Part-Visas-MTD367477.pdf>.

2) 18 U.S.C. § 1591 et seq. こちらから参照可能: <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/18/1591>.

初期段階のものでしたが、非常に重要なものでした。Visaは訴えを棄却するよう求めましたが、裁判所はこれを認めませんでした。Visaは棄却申立てをおこないましたが、これはアメリカの制度で、Visaが、原告の訴状に記載されたすべての主張が真実として認められた場合であっても、原告の法的主張はさらに事実調査を行うに足る十分なものではないということを認めるよう裁判所に求めたということを意味します。裁判所はその申立てを却下したのです。

この事件のすべての出来事は2020年以前に起こったため、VisaとMastercardが後に導入したガイドラインはここでは適用されませんでした。しかし、原告によると、VisaはPornhubや他の企業のウェブサイトに違法活動や大量の児童ポルノが存在することを認識していたとされています。

裁判所が、Visaがこの裁判に留まるべきであり、現段階で除外されるべきではないと判断した主な理由は二つあります。第1に、Visaは違法活動を認識していたこと。第2に、VisaはPornhubの親会社であるMindgeekおよびこの件で問題となっている他のサイトを運営する企業に対して一定の権限を行使していたことです。そして、その権限を自身のガイドラインに基づいて行使していました。私の見解では、この件はユーザー生成コンテンツのアダルトサイトとクレジットカード会社との関係において歴史上非常に重要なケースです。この事件は現在進行中であり、まだ初期段階にありますので、今後の展開を見守る必要があります。

## セクション230<sup>3)</sup>

次に、米国におけるデジタルコンテンツ規制に関する非常に重要な法律である「セクション230」について説明します。セクション230は、米国の電気通信法に含まれる条項であり、名誉毀損やプラットフォーム上で行われるその他の行為に対して免責するという、いわゆる「セーフハーバー」を創設しています。これは「インタラクティブ・コンピュータ・サービス」に適用されます。これには、メールやオンライン会議だけでなく、ユーザー生成コンテンツのウェブサイトも含まれ、そのサービスが「他の情報提供者によって提供された情報の発行者または話者として扱われないこと」を規定しています。今日の議論の文脈におい

て重要なのは、2018年に議会がセクション230を改正し、売春や人身売買に関する新たな例外規定を追加したことです<sup>4)</sup>。

アメリカの裁判において、セクション230がRedditのようなユーザー生成コンテンツサイトに適用されて免責されるのと同じように、クレジットカード会社がその責任から保護されるのかどうかはまだ不明確です。セクション230が何をするのか、何をしないのかを理解することが重要だと思います。なぜなら、この法律はアメリカのインターネットの歴史において非常に重要な法律だからです。

AirbnbやAmazonは、他人の発言を公開するのではなく、支払い処理を行っているため、裁判所は一部のケースでこれらの企業はセクション230の適用対象ではないと判断しています。しかしながら、この分野の法律は複雑であり、両企業に関する判例法理は一貫していません。

## MastercardとVisaのガイドライン

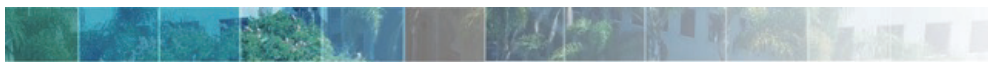
ここからは、MastercardやVisaの最近の状況とPornhubのようなウェブサイトとの関係について少し話します。下に示されているのは、2020年に発表された記事で、これはクレジットカード会社とPornhubの親会社であるMindGeekの双方の行動を実際に変えるきっかけとなったものです。

ニコラス・クリストフ氏はアメリカの著名なコラムニストであり、NGOがPornhubのようなポルノプラットフォームに対する決済処理業者の行動を変えようとするキャンペーンを展開している最中に、この詳細な調査記事を発表しました。VisaとMastercardは直ちにPornhubへの支払いを停止しました。それに対応して、Pornhubは全動画の80%を削除しました。一方で、American Expressは2000年以降、アダルトデジタルコンテンツの支払いを認めておらず、PayPalも2019年に違法行為への懸念を理由にPornhubへの支払いを停止しました。

2022年までに、VisaはPornhubのプレミアム（サブスクリプション）サービスだけでなく、Pornhubの広告サービス基盤であるTrafficJunkyの決済処理も停止しました。現在、PornhubはMastercardやVisa、

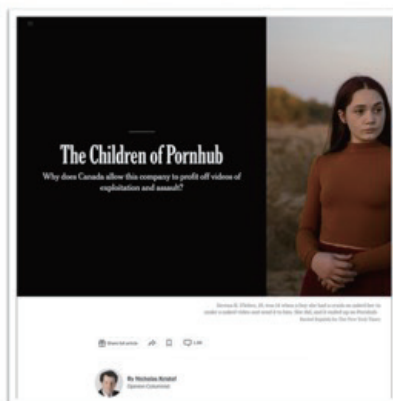
3) 47 U.S.C. § 230. こちらから参照可能: <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/47/230>

4) Public Law 115-164, 132 Stat. 1253 (2018年4月11日)。こちらから参照可能: <https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/1865/text>. 18 U.S.C. § 2421A and 47 U.S.C. § 230(e)(5) で成文化されている。



## 2020, 2022: Mastercard, Visa suspend payments to Pornhub

- Came after NGO campaign, Dec. 2020 Nicholas Kristof columns
- Pornhub removed “unverified” videos, went from 13 million to 4 million
- Paypal had suspended payments in 2019, AMEX has not allowed payments for adult digital content since 2000
- 2022: MC, Visa also suspend service to Mindgeek’s ad services



その他の主要な決済仲介業者を通じての支払いを行っていません。その代わりに、ACH という銀行口座間の送金を提供するサービスのみを利用しています。

さらに、Mastercardはガイドラインを更新し、これまでよりも厳格なものにしました。今年の初め、テキサス州は年齢認証を義務付け、現在では他の10州も同様の要件を設けています。これらの年齢認証サービスは通常、決済処理サービスではなく、第三者のサービスです。そのため、これらの州のユーザーは、年齢認証なしではこのウェブサイトや他の多くのサイトにアクセスできません。

ここでの重要なポイントは、アメリカの、そしておそらく世界中の、多くの決済処理業者や決済仲介業者が、加盟店が遵守すべき詳細なルールやガイドラインを持っているということです。これらのポリシーは非常に細かく、時にはかなりの長さになることもあ

ります。

2021年、Mastercardは「特定業種加盟店登録要件 (specialty merchant registration requirements)」と呼ばれる条件を拡大し、アダルトコンテンツを提供しようとする場合、加盟店は多くの手続を経て規制に適合しなければならなくなりました。例えば、サイト上でコンテンツを公開する前に、その内容を事前に確認することが求められています。ご想像のとおり、大規模なサイトにとってはこの対応が難しい場合もあります。

さらに、ライブ配信を監視する必要があり、人身売買対策のポリシーも重要です。実際の運用においては、MastercardやVisaと提携する企業は、人身売買や性的搾取の問題に取り組む支援団体やNGOと連携する必要があります。



## 2021: Mastercard extends Specialty Merchant Registration requirements

### Merchants must:

- Use verified content providers only – age and identity with government identification
- Individual content providers must also verify age and ID of performers
- Enter into written agreements with content providers
- Pre-publication review of all content
- Monitor live streaming
- Allow complaint process and appeals for removals
- Not let marketing appear to permit illegal activity
- Implement anti-trafficking policies

Visa issues similar rule in 2022





また、ここで「違法行為」というとき、それは実際には性的暴行や児童ポルノなどの行為を指しており、アメリカでは一般的に合法とされるものの他の多くの国では違法とされるようなものを必ずしも指しているわけではないということは強調しておきます。たとえば、韓国では、日本やアメリカで許可されているアダルトコンテンツの多くが認められていません。また、日本では、アメリカの法律に比べて一般的に許容されるコンテンツの範囲が狭い傾向にあります。したがっ

て、この講演でいう「違法行為」とは、より小さく限定された、しかし非常に重大な違法行為を指しており、いわゆる「R18」やポルノ作品といったアダルトコンテンツ全般を指しているわけではありません。

言い換えれば、MastercardとVisaの最近の対応や「*Fleites v. Mindgeek*」訴訟における「違法行為」という言葉は、マンガ図書館Z (Manga Library Z) において提供されている作品や、現在日本で決済処理の



## Adult content and payment processing timeline

- **1990s:** adult companies pioneer e-commerce and online payment
- **1996:** Section 230 passed – limitation on liability for interactive computer service
- **2000:** American Express will not process adult digital content
- **2007:** Federal appellate court holds payment intermediaries not liable for secondary copyright infringement
- **2018:** FOSTA-SESTA amends Section 230 to add exception for trafficking
- **2019:** Paypal suspends payments to Pornhub
- **2020:** MC, Visa suspend processing for Pornhub premium services
- **2021:** MC issues new more stringent guidelines for adult content
- **2022:** Federal trial court in Los Angeles holds Visa could be responsible for illegal content on Pornhub (*Fleites v. Mindgeek*)
- **2022:** MC, Visa suspend processing for Pornhub-related advertising services

LERNER Jack, UC Irvine School of Law

2

問題に直面している他のストアやウェブサイトで提供されている作品には、必ずしも当てはまらないということですが。

## 結論

この講演では、アメリカにおける決済仲介業者とアダルトウェブサイトとの関係について、非常に簡潔に概要をお話ししました。

本日触れなかったことの1つは、知的財産権の執行とその執行における決済処理業者の役割についてです。2007年に、決済処理業者は違法サイト上で発生する著作権侵害に対して責任を負わないとする重要な判決がありました<sup>5)</sup>。そして知的財産に関しては、アダルトコンテンツや人身売買対策と同様に、権利保持者と決済業界との間で数多くの協定や取り組みがなされてきました。決済業界は、知的財産権の執行に関しても、アダルトウェブサイトと同様に、こうし

た私的な解決の多くに関与しています。このテーマについてさらに議論したい方がいれば、お気軽にお話をさせていただければと思います。

繰り返しになりますが、ありがとうございました。皆さんにお話しする機会をいただき、決済仲介業者やこのテーマについて学んだことを共有できて、大変光栄に思います。

## 参考文献

- Trafficking Victims Protection Reauthorization Act, 18 U.S.C. § 1591 et seq.,
- 47 U.S.C. § 230, Protection for private blocking and screening of offensive material.
- Allow States and Victims to Fight Online Sex Trafficking Act of 2017, Public Law 115-164, 132 Stat. 1253 (Apr. 11, 2018), codified at 18 U.S.C. § 2421A and 47 U.S.C. § 230(e)(5).
- Pornhub suspends site in Texas due to state's age-

5) Perfect 10, Inc. v. CCBill LLC, 488 F.3d 1102 (9th Cir. 2007)

verification law, Texas Tribune (14 March 2024)

- Visa and Mastercard suspend payments for ad purchases on Pornhub and MindGeek amid controversy, CNBC (4 Aug. 2022)

- Fleites v. MindGeek S.A.R.L., 617 F. Supp. 3d 1146 (C.D. Cal. 2022)

- Inside the secret, often bizarre world that decides what porn you see, Financial Times (24 June 2022)

- Protecting our network, protecting you: Preventing illegal adult content on our network, Mastercard (14 April 2021); AN 5196 Revised Standards for New Specialty Merchant Registration Requirements for Adult Content Merchants (13 April 2021, effective 15 October 2021)

- Visa and Mastercard to Investigate Financial Ties to Pornhub, N.Y. Times (7 Dec 2020)

- Nicholas Kristof, The Children of Pornhub, N.Y. Times (4 Dec 2020);

- Call for credit card freeze on porn sites, BBC (8 May 2020)

- HomeAway.com, Inc. v. City of Santa Monica, 918 F.3d 676 (9th Cir. 2019)

- State Farm Fire & Cas. Co. v. Amazon.com, Inc., 390 F. Supp. 3d 964 (W.D. Wis. 2019)

### ジャック・ラーナー

情報法学者。カリフォルニア大学アーバイン校ロースクール教授 (Clinical Professor of Law)。同大の知的財産と芸術とテクノロジーに関するクリニック (Intellectual Property, Arts, and Technology Clinic) のディレクター。専門分野は著作権、プライバシー、テクノロジー、メディア法、特許法、知的財産、表現の自由など。

法律とテクノロジーの交差点における問題を研究し、特にテクノロジー法や政策が、イノベーションや創造的表現に与える影響を探求してきた。著作権やプライバシーなどに関して執筆・講演を多数行う。ハーバード大学ロースクール出身 (J.D.)。

### うぐいすリボン

2012年に設立された特定非営利活動 (NPO) 法人。表現の自由の擁護のための団体であり、特に虚構・創作の分野を中心に政策提言活動を行っている。知的財産権に基づく表現規制や、性表現・暴力表現の規制の問題などに関して、自由の保障のあり方を提言してきた。

ウェブサイト : <https://www.jfsribbon.org/>